

森林環境税に関する
県民アンケートの結果について

令和 2 年 4 月
福島県農林水産部

令和元年度森林環境税に関するアンケートの結果について

福島県農林水産部森林計画課

1 目的

- ・福島県森林環境税の現行制度は令和2年度に満了
- ・認知度や令和3年度以降のあり方について、アンケート調査を実施
- ・県民の意見を把握し、検討の参考とする

2 実施の概要

- (1) 調査地域 県内一円
- (2) 調査対象・県内に居住する男女個人
・県内に所在する企業
- (3) 調査方法【個人】 県及び県内市町村の窓口、イベントや会議等での配付等
【企業】 県内企業リストより無作為に抽出した800社へ郵送
- (4) 調査期間 令和元年10月24日～令和元年12月25日
- (5) 回答状況総回答数9,489件（個人9,252件、法人237件）

3 調査の項目

- 問1 回答者の属性（居住地・所在地、性別、年代、職業・業種、森林所有状況）
- 問2 県内の森林に関して感じていること
- 問3 森林の働きに関して大切だと考えること
- 問4 森林環境税の認知度
- 問5 森林環境税による取り組みで大切だと考えること
- 問6 森林環境税による取り組みの内容で大切だと考えること
- 問7 令和3年度以降の森林環境税制度の廃止、継続に対する考え
- 問8 森林環境税を活用した取り組みで大切だと考えること
- 問9 国の森林環境贈与税の認知度

4 結果の分析

- (1) 単純集計
設問毎の結果を集計。
- (2) クロス集計
問1と問4の単純集計の要素を他の質問の集計軸として分析した。

・以上の集計分析の結果を、前回、平成26年度実施のアンケートと比較した。

5 アンケートへの回答状況

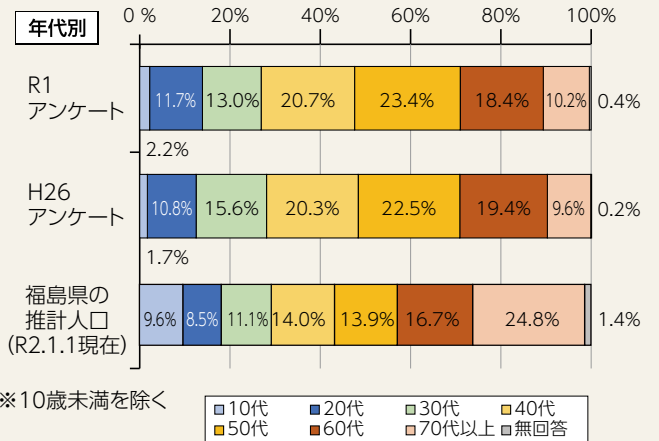
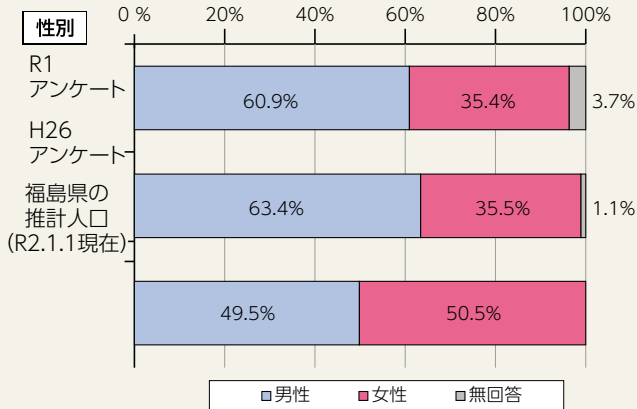
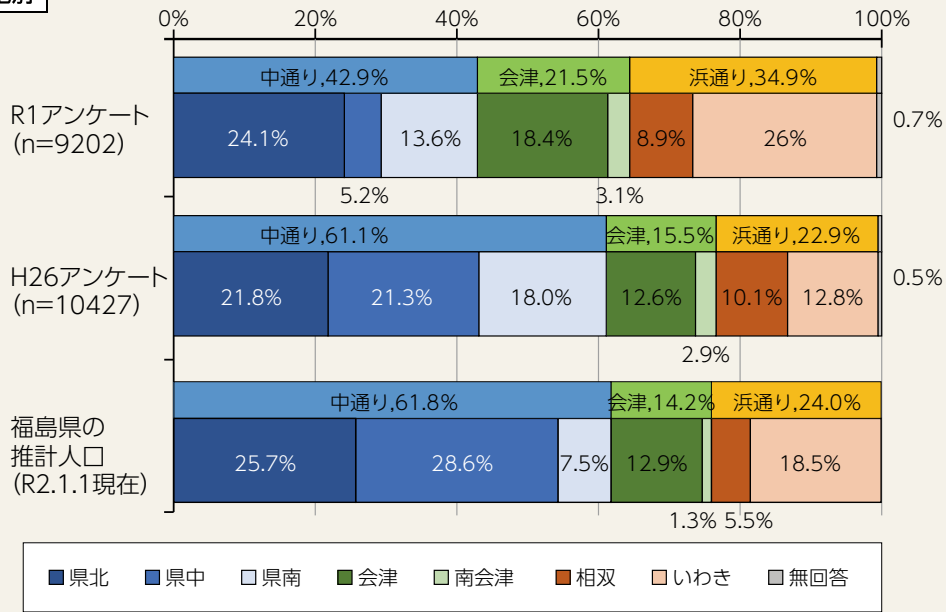
(1) 回答数の評価

| | 総回答 | 個人回答 | 企業回答 |
|--------------------------------|----------------------|------------------------------|-------------------------|
| R1 アンケート | 9,489件 (うち無効51件) | 9,252件 (97.5%) (うち無効50件) | 237件 (2.5%) (うち無効1件) |
| H26 アンケート H26.10.25～12.25実施 | 10,900件 (うち無効14件) | 10,440件 (95.8%) (うち無効13件) | 460件 (4.2%) (うち無効1件) |

- ・回答の誤差、信頼性を考慮した、200万人の意見の反映に必要な回答数は約1,000件
- ・回答者の構成
 - 【個人】 30代～50代の割合が高い
 - 【企業】 県内企業業種構成に比べ、卸売・小売業の割合が低く、サービス業の割合が高い。

(2) 回答者の構成
ア個人回答

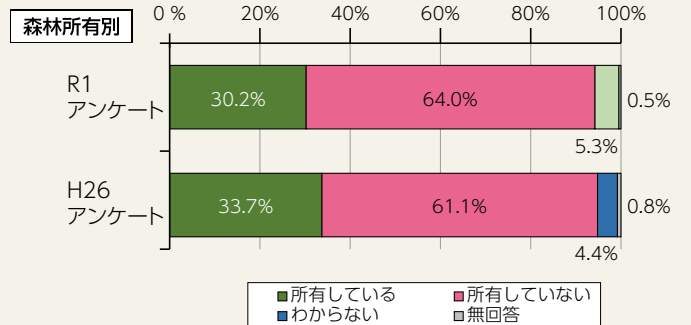
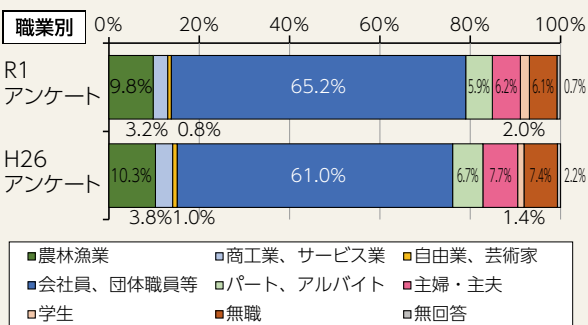
居住地別



・H26アンケートと比較すると、中通りの構成が低くなっている一方、会津、浜通りの構成が高くなっている。

・アンケートの特性から、10代及び70代以上の回答者が少ない。

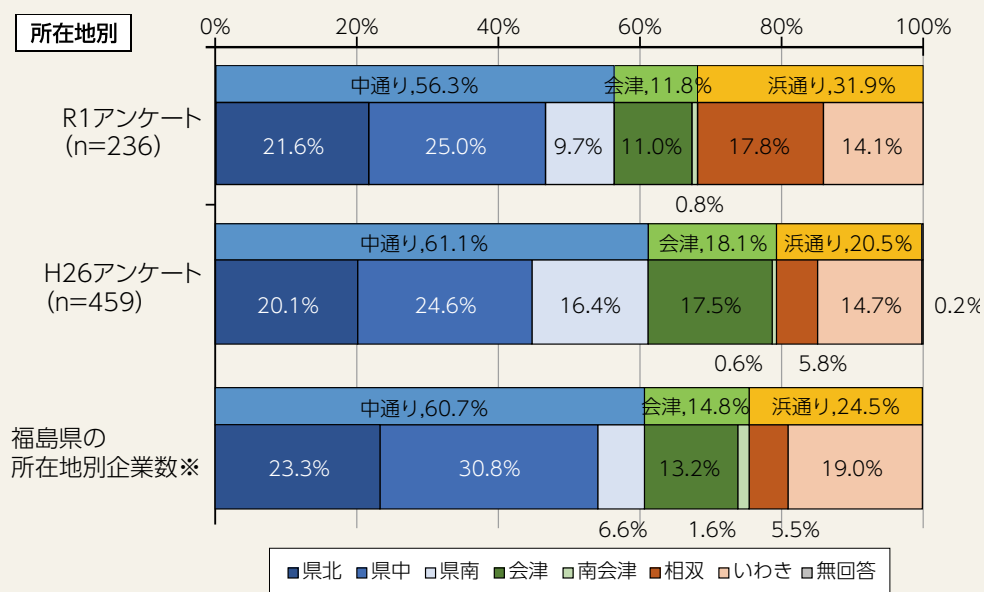
・40～50代の関心の高さが表れている。



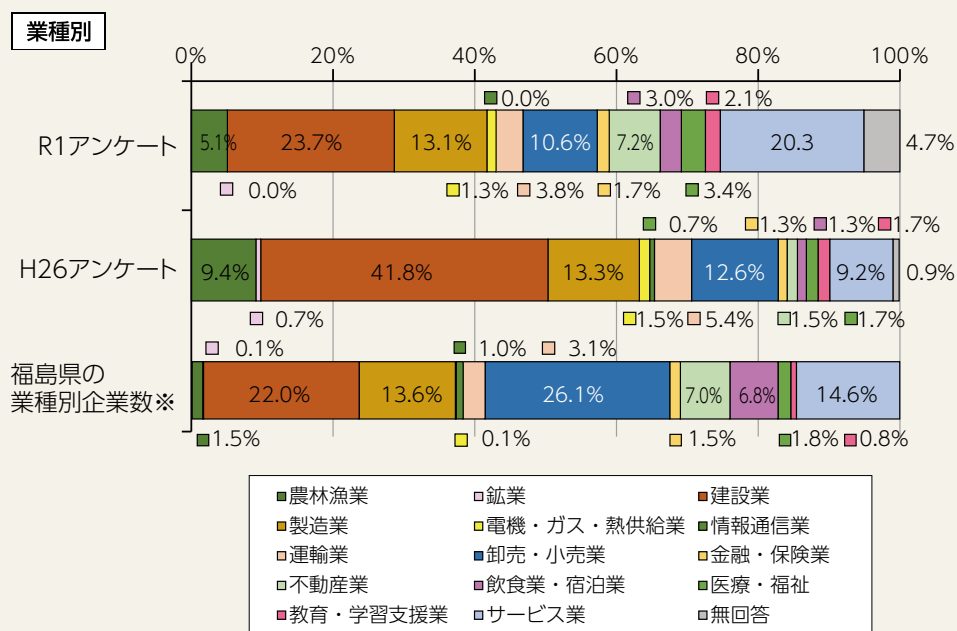
・H26アンケートと比較すると、会社員・団体職員等・学生の割合が増えた。

※福島県の推計人口 (R 2. 1. 1現在)
「福島県現住人口調査年齢 (5歳階級) 別人口」より作成

イ 企業別回答



・R1アンケートの回答企業の所在地について福島県の企業所在地の構成と比べると、浜通りの構成が高くなっている。



・H26アンケートと比べると、建設業の回答の割合が減少した。一方、サービス業の関心が高くなっている。

※福島県の所在地別企業数

※福島県の業種別企業数

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

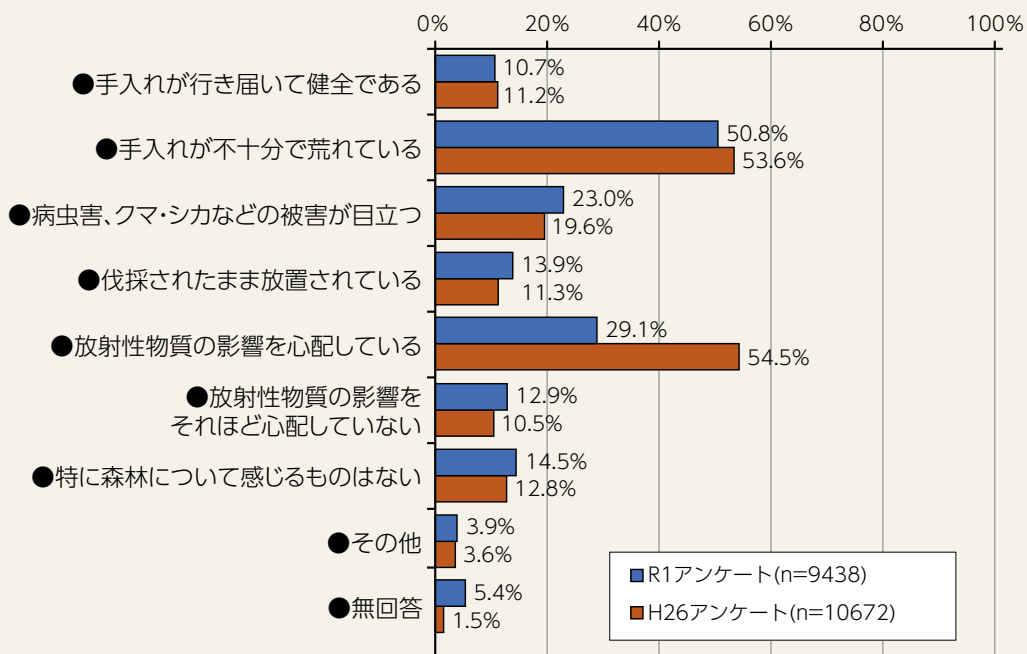
企業等に関する集計

第13表「企業産業（中分類）、決算月（13区分）別会社企業数及び事業所数—市区町村」より作成

6 アンケートの結果

(1) 福島県内の森林に関して感じていること

問2 福島県の森林は県土の約7割を占めています。あなたは、県内の森林についてどのように感じていますか。(2つまで選択)



- ・「手入れが不十分で荒れている」が5割を超える
- ・「放射性物質の影響を心配している」との回答が大きく減少

※「その他」の主な内容(合計474件)

- ・林道が整備不足
- ・イノシシの被害が目立つ
- ・観光地はよく整備されている

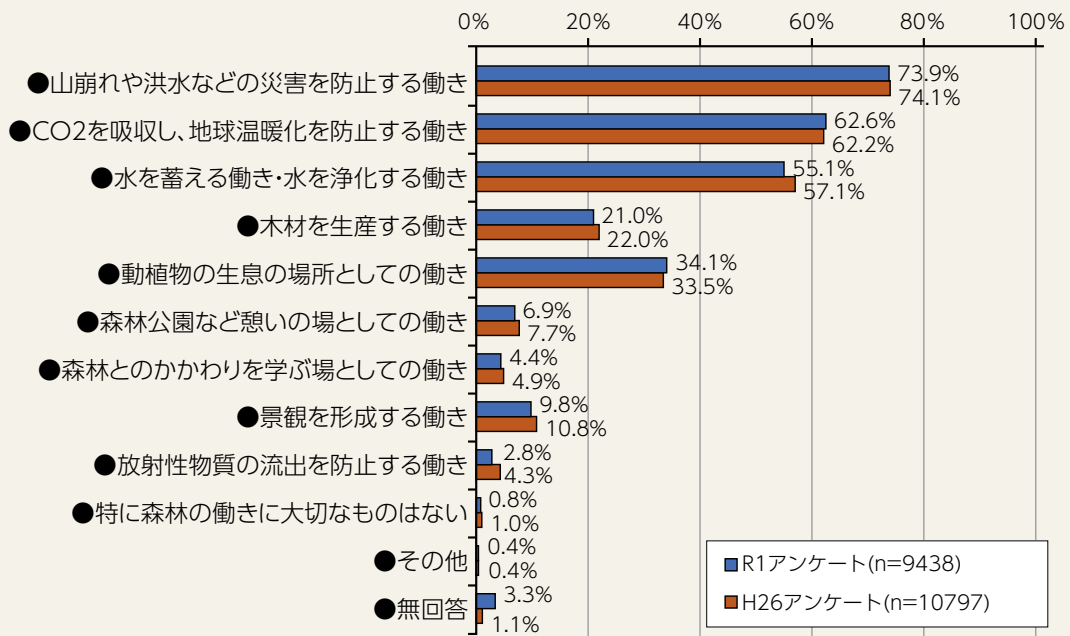
○「放射性物質の影響を心配している」回答者の方部別割合

| | | | | | | 単純集計 | 29.1% |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| R1 | 県北 | 県中 | 県南 | 会津 | 南会津 | 相双 | いわき |
| | 32.7% | 32.6% | 24.6% | 20.8% | 17.5% | 37.6% | 31.5% |
| H26 | 県北 | 県中 | 県南 | 会津 | 南会津 | 相双 | いわき |
| | 57.9% | 54.0% | 54.0% | 44.0% | 25.3% | 68.3% | 57.2% |

全方部で減少するも、相双では依然4割弱となる

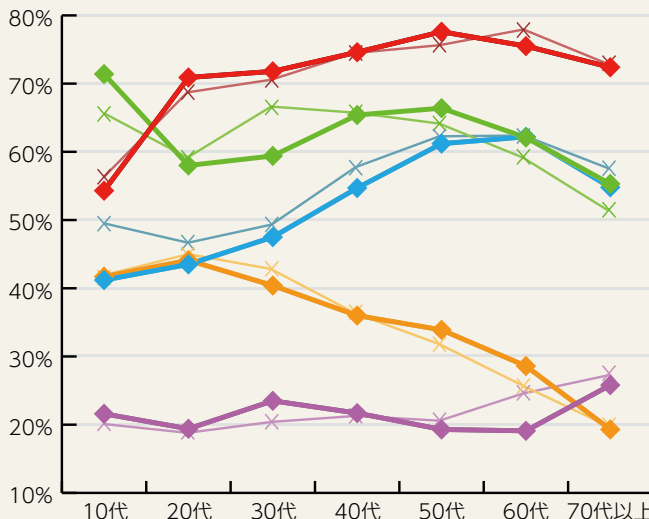
(2) 森林の働きに関して大切だと考えること

問3 森林にはいろいろな働きがありますが、あなたは、どれが大切だとお考えですか。
(3つまで選択)



- ・「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」が7割を超える
- ・「地球温暖化を防止する働き」「水を蓄える働き・水を浄化する働き」も5割を超える

「その他」の主な内容 (合計37件)
 ・山菜、きのこなどの食料確保の場
 ・良好な生活環境の形成



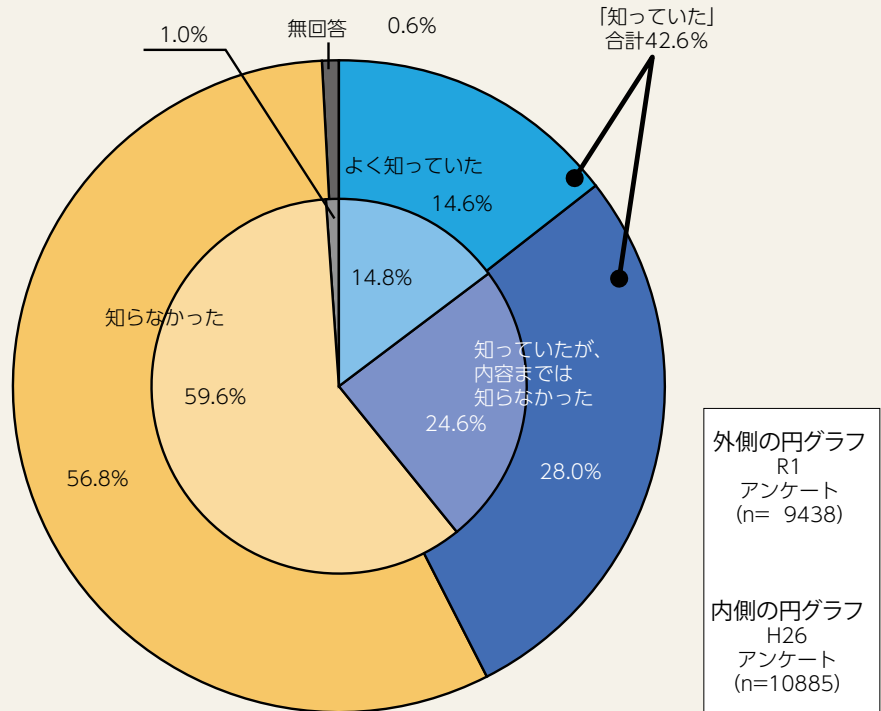
上位5項目の世代別回答割合



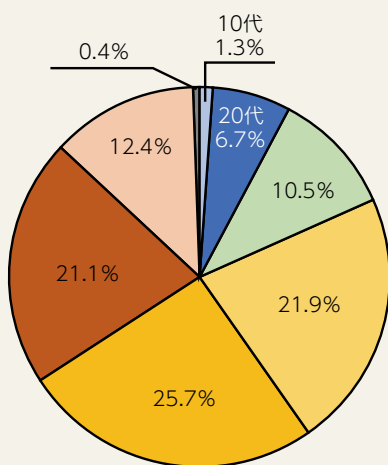
(3) 森林環境税の認知度

問4 本県は、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から、森林環境税を導入し、納税者の方から年額1,000円(住民税に含まれています)を納めていただき、森林整備などの取り組みを行っています。

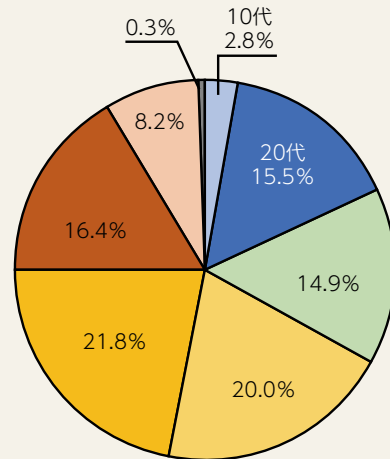
あなたは、この森林環境税を知っていましたか。(1つ選択)



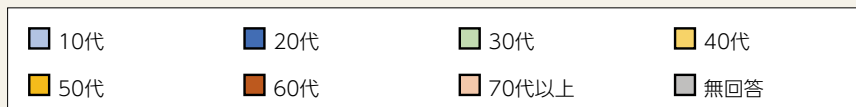
「知っていた」合計年代別



「知らなかった」年代別



R1アンケート (n=9202) 個人



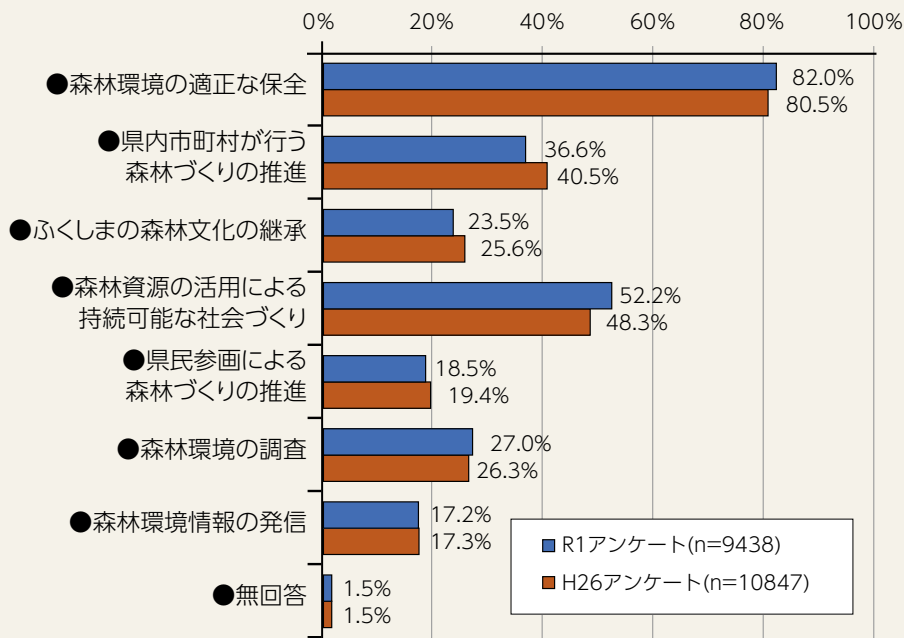
・認知度42.6%

(「よく知っていた」「内容までは知らなかった」の合計)

H26アンケートと比較すると、認知度は3.2ポイント上昇している。(H26アンケートの認知度:39.4%)

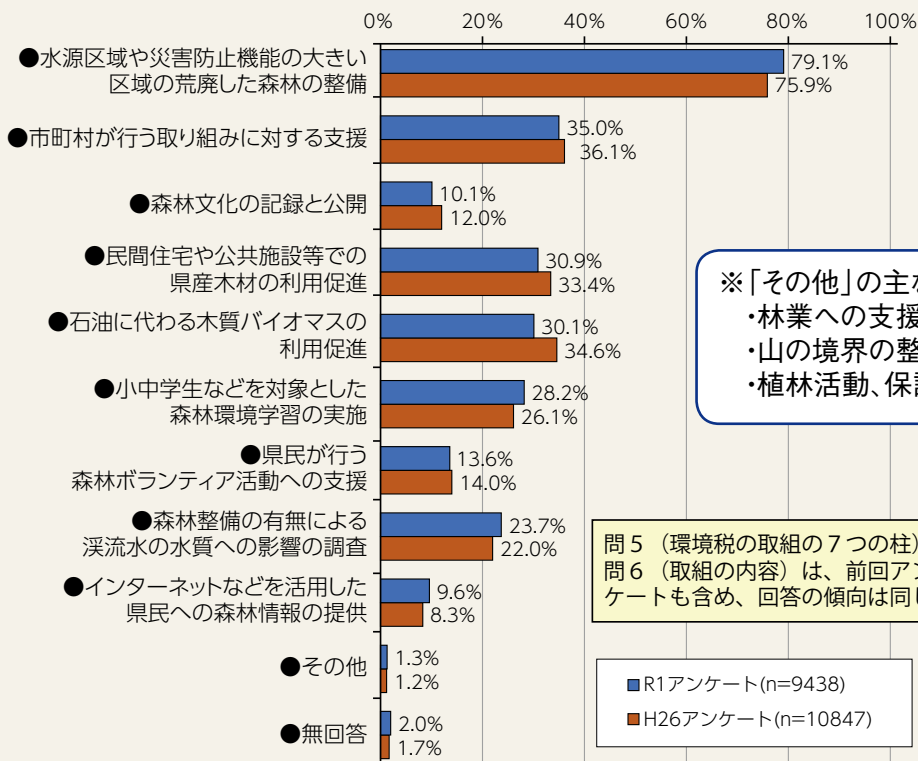
(4) 森林環境税による取り組みの内容で大切だと考えること

問5 森林環境税を財源に本県は、県内の森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に向けた次の7つの分野の取り組みを行っています。
あなたは、どれが大切だとお考えですか。(3つまで選択)



・取り組みについては「森林環境の適正な保全」が8割を超える

問6 問5の7つの分野の具体的な取り組みの内容について、あなたは、どれが大切だとお考えですか。(3つまで選択)



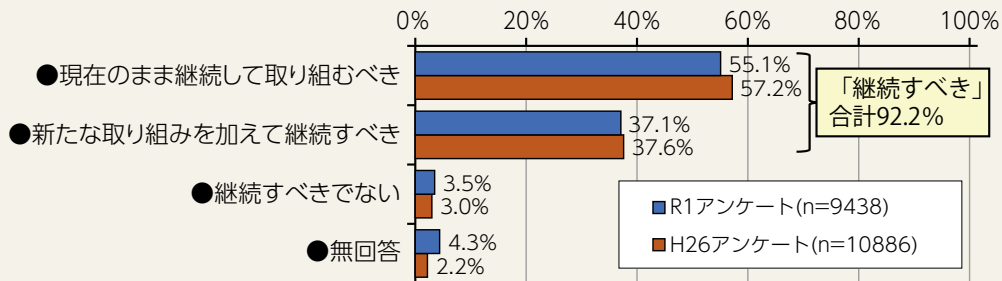
※「その他」の主な内容(合計162件)
 ・林業への支援
 ・山の境界の整備
 ・植林活動、保護活動

問5(環境税の取組の7つの柱)、問6(取組の内容)は、前回アンケートも含め、回答の傾向は同じ

・取り組み内容については「水源区域や災害防止機能の大きい区域の荒廃した森林の整備」が8割に迫る

(5) 令和3年度以降の森林環境税による取り組み継続に対する考え方

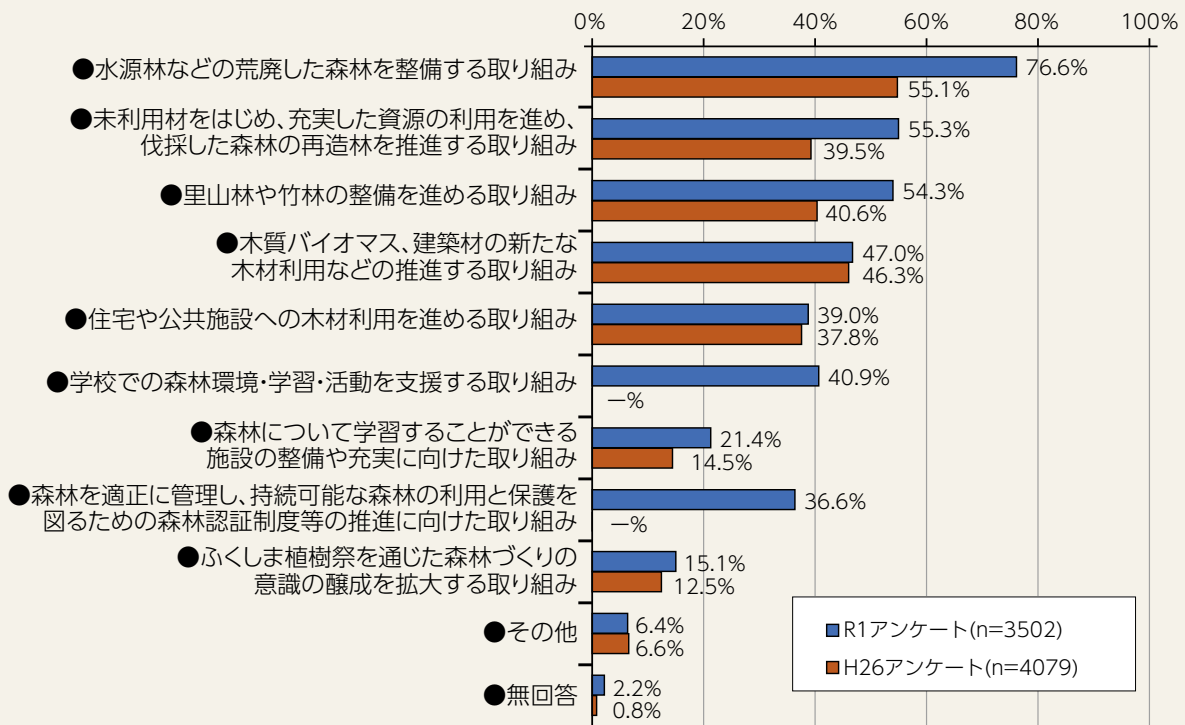
問7 森林環境税を活用した取り組みは、第3期対策により平成28年度から令和2年度までの5年間行うこととしています。あなたは、令和3年度以降についてどのようにお考えですか。(1つ選択)



「継続すべきでない」理由(合計263件)

- ・成果が見えないから
- ・効果がわからない(伝わってこない)

問8 問7で2番を選択した方に質問します。あなたは、令和3年度以降、問5の取り組みを含め、森林環境税を活用して、どのような取り組みを行うことが大切だとお考えですか。(5つまで選択)



・「水源林などの荒廃した森林を整備する取り組み」が8割近くとなる

※「その他」の主な内容(合計294件)

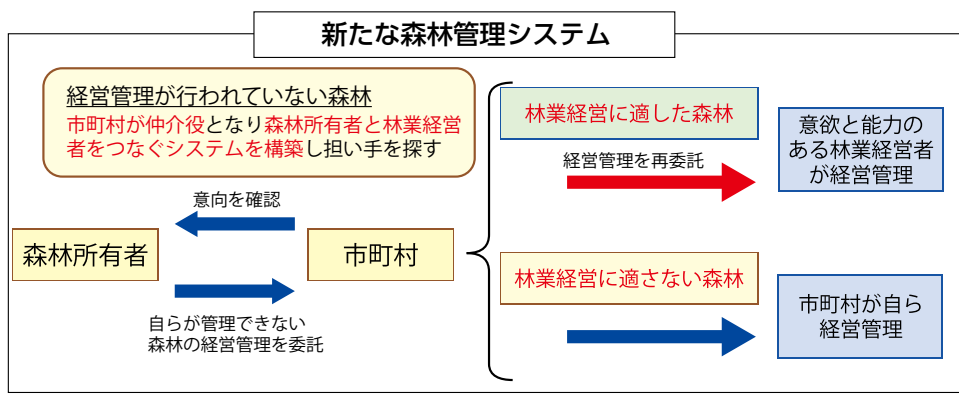
- ・効果的なアピール
- ・スギ花粉対策
- ・積極的な木材利用
- ・適地適木による植林
- ・害虫対策

(6) 国の森林環境譲与税の認知度

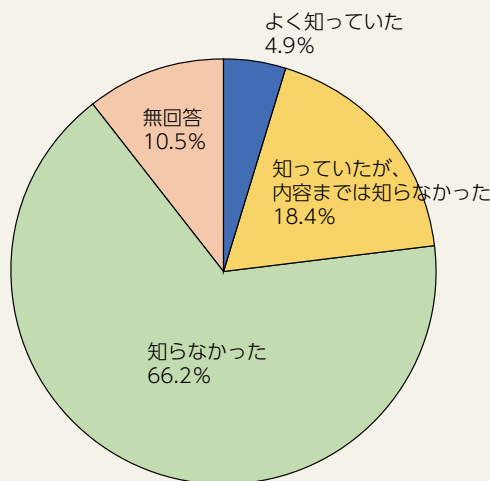
問9 福島県の森林環境税は、森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を目的として、様々な取り組みに活用されています。

今年度から、県の森林環境税とは異なり、森林吸収源対策等のための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が新たに国から県と市町村に交付され、次のような使い道が示されています。

- 森林環境譲与税は新たな森林管理システムを踏まえた事業など、森林整備及びその促進に活用することとされており、次の使い道が示されています。
 - 【市町村】 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
 - 【県】 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
- なお、森林環境譲与税の財源となる国の森林環境税は令和6年度から課税されます。



あなたは、国の森林環境譲与税について知っていましたか？（1つ選択）



・認知度は低い状況

「森林環境譲与税の使い道についての主な内容(合計581件)」

- ・有意義な活用を望む
- ・更なるアピールが必要
- ・林業の担い手を育成・支援するために使ってほしい
- ・健全な森林が維持できるような仕組み作りが必要
- ・森林環境の保全などが進み良い森林づくりにつながることを期待